ホソ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料４に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　15点
ホツ　地域移行機能強化病棟入院料を算定する場合　10点
ホネ　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する場合　44点
ホナ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合イ　安全精度管理下で行うもの）を算定する場合　68点
ホラ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合ロ　保険医療機関内で又は訪問して実施するもの）を算定する場合　68点
ホム　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２３７－２　反復睡眠潜時試験（ＭＳＬＴ））を算定する場合　71点
ホウ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２８７　内分泌負荷試験　１　下垂体前葉負荷試験　イ　成長ホルモン（ＧＨ）（一連として））を算定する場合　82点
ホヰ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２９１－２　小児食物アレルギー負荷検査）を算定する場合　36点
ホノ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ４１３　前立腺針生検法　２　その他のもの）を算定する場合　80点
ホオ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ００７－２　経皮的放射線治療用金属マーカー留置術）を算定する場合　98点
ホク　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０３０　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術　７　手軟部腫瘍摘出術）を算定する場合　98点
ホヤ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４６　骨折観血的手術　６　手舟状骨骨折観血的手術）を算定する場合　156点
ホマ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　６　前腕骨骨内異物除去術）を算定する場合　115点
ホケ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　８　鎖骨骨内異物除去術）を算定する場合　122点
ホフ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　10　手根骨骨内異物除去術）を算定する場合　95点
ホコ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　11　中手骨骨内異物除去術）を算定する場合　95点
ホエ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０７０　ガングリオン摘出術　１　手部ガングリオン摘出術）を算定する場合　105点
ホテ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０９３－２　手根管開放手術（内視鏡下））を算定する場合　118点
ホア　短期滞在手術等基本料３（Ｋ１９６－２　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側））を算定する場合　69点
ホサ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（片側））を算定する場合　70点
ホキ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（両側））を算定する場合　71点
ホユ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（片側））を算定する場合　61点
ホメ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（両側））を算定する場合　78点
ホミ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（片側））を算定する場合　73点
ホシ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（両側））を算定する場合　82点
ホヱ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（片側））を算定する場合　63点
ホヒ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（両側））を算定する場合　85点
ホモ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）（片側））を算定する場合　86点
ホセ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）（両側））を算定する場合　101点
ホス　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　２　後転法（片側））を算定する場合　90点
ホン　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　２　後転法（両側））を算定する場合　99点
ヘイ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　３　前転法及び後転法の併施（片側））を算定する場合　90点
ヘロ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２４２　斜視手術　３　前転法及び後転法の併施（両側））を算定する場合　119点
ヘハ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（片側））を算定する場合　107点
ヘニ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（両側））を算定する場合　126点
ヘホ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（片側））を算定する場合　76点
ヘヘ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（両側））を算定する場合　133点
ヘト　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（片側））を算定する場合　80点
ヘチ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（両側））を算定する場合　155点
ヘリ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（片側））を算定する場合　84点
ヘヌ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（両側））を算定する場合　84点
ヘル　短期滞在手術等基本料３（Ｋ３１８　鼓膜形成手術）を算定する場合　110点
ヘヲ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ３３３　鼻骨骨折整復固定術）を算定する場合　102点
ヘワ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ３８９　喉頭・声帯ポリープ切除術　２　直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの）を算定する場合　204点
ヘカ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　１　長径５センチメートル未満）を算定する場合　115点
ヘヨ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　２　長径５センチメートル以上）を算定する場合　144点
ヘタ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合））を算定する場合　87点
ヘレ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（その他の場合））を算定する場合　87点
ヘソ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　２　１の実施後３月以内に実施する場合）を算定する場合　97点
ヘツ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術）を算定する場合　83点
ヘネ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として））を算定する場合　43点